

大和市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

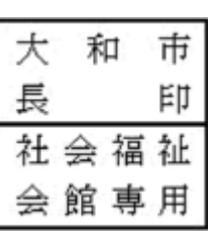
大和市長 大木 哲

大和市規則第51号

大和市公印規則の一部を改正する規則

大和市公印規則（平成18年大和市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表中

てん書	正方形 21	木印	1		健康福祉部の所管事務に係る文書	2-33 健康福祉部 健康福祉総務課長
		木印	1		保健福祉センターのホールの使用に係る文書	2-34 健康福祉部 健康福祉総務課長
	正方形 21	木印	1		社会福祉会館の使用承認に係る文書	2-35 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉会館長

を

てん書	正方形 21	木印	1		健康福祉部の所管事務に係る文書	2-33 健康福祉部 健康福祉総務課長
		木印	1		保健福祉センターのホールの使用に係る文書	2-34 健康福祉部 健康福祉総務課長

に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月28日から施行する。